

第7回労働協約交渉 その2

**効績章表彰を25年に統一し、35年勤続者表彰を設けること！
契約期間5年が過ぎた社員が無期転換を申し込んだ場合は全て社員同様に契約すること**

国労の主張

- ◆効績章表彰を25年に統一し、新たに35年勤続者表彰を設け、5日間の休暇と20万円を支給すること。

会社の見解

充実した表彰制度でありこれ以上の制度新設は考えていない。

国労の主張

- ◆外国人向けのインフォメーションセンターを主要駅に設置し、対応できる要員を配置すること。

会社の見解

・観光案内は自治体等が行うべきものであり、業務案内はタブレットなどの配備を行ない対応している。

国労の主張

- ◆保育施設を設置すること。

会社の見解

・特定の有り方のみを支援する形は望ましくない。様々な支援策を既に実施している。

国労の主張

- ◆契約期間5年となる契約社員は、無期雇用転換の申し込みがあった場合は、全ての社員と同等の労働条件として契約すること。

会社の見解

・契約社員の契約は5年以内としており、対象者はいない。

国労の主張

- ◆持家住宅補助金の金額と受給年数等を見直すこと。

会社の見解

・制度を見直す考えはない。

国労の主張

- ◆社宅料金については年齢ではなく居住年数に応じて使用料を変更する制度に改めること。

会社の見解

・社宅使用料金は世間相場を下回っており、制度を見直す考えはない。

国労の主張

- ◆専任社員の社宅料金は賃金に応じて減額すること。

会社の見解

・減免措置を行なう考えはない。



国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：渡邊 和久